BEPS 時代を見据えた国際課税のあり方について

~イノベーション企業の無形資産に対する課税を中心として~

On the way of international taxation with a view to the BEPS era

- Taxation on intangible assets of innovation companies

石川 潔*

Kiyoshi Ishikawa**

目 次

はじめに

第1章 BEPS の議論について

第1節 15の行動計画と無形資産課税

第2節 最新の状況

第2章 イノベーション企業における無形資産課税の判例

第1節 米国判例について

第2節 塩野義製薬や武田薬品における無形資産への課税について

第3章 イノベーション企業の無形資産に対する課税のあり方について

第1節 課税の恩典よりもイノベーションの成果

第2節 米国 IRS の姿勢とわが国の国税当局の姿勢

第3節 無形資産課税のあり方

おわりに

Summary

In the world of international taxation, it is said that the greatest challenge of this century is BEPS (BASE EROSION & PROFITS SHIFTING, BEPS) and Organization for Economic Co-operation and Development OECD Tax Committee established "Project on Tax Erosion and Profit Transfer" June 2012, which means that BEPS is becoming a global rule, not just advanced countries. Here, a huge taxation on unrealized transactions, which is the earlier income compliance standards in the US, and a corresponding income attribution to intangible asset creation contributors are new major turning points. With this, it became possible to measure the value of intangible assets that had been drooling as SG & A expenses.

Keywords: innovation, intangible asset, value measurement

はじめに

国際課税の世界において、今世紀最大課題は BEPS (BASE EROSION & PROFITS SHIFTING…課税ベース浸食と所得の移転、以下 BEPS)である("と言われており、Organization for Economic Co-opera-

[※]日本経済大学経営学部経営学科

⁽¹⁾ 金子宏、『租税法第 21 版』法律学講座双書、2016 年 p.499。

tion and Development (以下、OECD) 租税委員会が2012年6月「税源浸食と利益移転に関するプロジェクト」を設置した。G20(Group of Twenty、G7(主要7か国財務相・中央銀行総裁会議)の米国・英国・フランス・ドイツ・日本・イタリア・カナダと、ロシア・中国・韓国・インド・インドネシア・オーストラリア・トルコ・サウジアラビア・南アフリカ・メキシコ・ブラジル・アルゼンチン・EU)の要請で2013年2月「BEPS 対処報告書」を出し、7月には「BEPS 行動計画」に対して、加盟国の全面的支持を得た。2015年9月には、OECD 租税委員会は「最終報告書」を提出し、10月、11月の G20 及びサミットで報告した。これは、BEPS が先進国に留まらず、全世界的ルールとなりつつあることを意味している。

世界貿易における無形資産取引の重要性は高まっており、2016年度の日本の輸出額は6,449億ドル、輸入額が6,076億ドル、373億ドルの黒字(2017/10/26の為替@114で4.3兆円の黒字)(ごに対して、知的財産権収入は収支のレベルで2.4兆円の黒字(内訳としては2.7兆円の収入と0.3兆円の支出、増減要因は特許等+3.1兆円、著作権▲0.7兆円)(ごと、知的財産権取引は収益レベルで貿易全体の半分を超す勢いである。但し収入の比較では約3.6%に留まる。現代においては、物の売買の根源である知的財産権取引の重要性は高まっている。

イノベーション企業においては、その製品が生涯に亘って稼得する損益が基礎研究段階のパテント 創出時かつグループ内会社に譲渡した時点で価値実現がなされること、そのときが無形資産取引の実 現時であること、価値評価は Discounted Cash Flow Method (以下、DCF法) でなされること、その 価値は費用分担契約でシェアされるものであることが BEPS の無形資産課税の骨子である。

更に、費用分担者には開発者と援助者の二種類に定義がなされ、援助者にはリスクフリーレートのテイクしかなされず、開発者に残りの価値のテイクオールがなされることなどが、国際ルールになりつつある。

ここにおいて、アメリカで先行した所得相応性基準という未実現取引への巨額課税、また無形資産 創製貢献者への相応の所得帰属が新たな大きな転換点である。

わが国でも無形資産課税が始まっており、BEPS 時代を間近にして、無形資産課税の各国間の奪い合いの状況が予見されるのである。イノベーション企業側にもさまざまな租税回避行為がなされてきていて、国際協調課税形成の主因となったのであるが、ここにきて租税回避よりもイノベーション創製への原点回帰の動きをシンガポールなどで見ることができる。この流れの中で所得相応性基準が始まると、発明創製国での課税が逃れられないものとなり、租税回避から一転、各国が発明への貢献を主張することからくる国際二重課税の回避へと、国際課税の課題の転換も予測されるのである。

こういった問題意識の下で、移転価格税制における無形資産課税について、無形資産の価値評価としての利益法(所得相応性基準)の採用、移転価格税制の判例やBEPSの詳細、コストシェアリング(費用分担契約)及び開発者の地位等を踏まえて、BEPS時代において、イノベーション企業における無形資産課税のあり方について検討したいと考えている。

但し、2018年度税制改正時点で、わが国においては、所得相応性基準は導入されていないことを付記しておく。

⁽²⁾ 世界経済のネタ帳 (2017/10/26 ecodb.net)

⁽³⁾ 乾利之(弁理士、2017/10/26 asmii.com)、グローバルノート https://www.globalnote.jp/post-10360.html

租税回避防止に始まった BEPS が所得相応性基準と発明国への巨額課税へと推移していく事により、 実質課税の強化がなされ、租税回避行為の横行から、課税庁側の発明国としての地位の奪い合い、企 業側としての国際二重課税回避への重点移行が起きるのか。

いち早くアメリカで採用され、BEPSでも採用された所得相応性基準は早晩わが国でも採用されよう。アメリカ、OECDの動きを追いながら、無形資産課税の本質を追求したい。

また、本論文を通して従来販売費及び一般管理費としてやり過ごされてきたイノベーションの価値である無形資産の価値評価が示された意義も大きい。

なお、BEPS はグローバルな基準であるが、所得相応性基準を国内法にできているのはアメリカのみであって、本論文の成立には各国の国内法成立が条件となり、無形資産が特許権発生時に、当該製品の生涯価値が DCF 法で割り引かれ、まずその所得が開発者に帰属し、開発者の課税庁により税法上の利益法で課税されることが原則として議論していることを付言しておく。

第1章 BEPS の議論について

第1節 15の行動計画と無形資産課税

BEPSでは、移転価格税制、過少資本税制、タックスへイブン対策税制、過大利子税制の国際化が課題となっており、BEPSプロジェクト(国際課税ルール透明化プロジェクト)最終報告書は、15項目の行動原則で構成されている⁽⁴⁾。

- A: 国際企業の払うべき国特定の観点:行動1:電子経済課税対応(2015年度改正)、電子経済発展対応、行動2:ハイブリッドミスマッチ効果無効化、租税回避防止、行動3:外国子会社合算税制強化、行動4:利子控除制限(今後の課題)、行動5:有害税制対応(既存枠組)、行動6:条約濫用禁止、国際基準効果回復、行動7:人為的PE(Permanent Establishment;以下PE)、行動8~10:移転価格税制と価値創造の一致(今後検討)、認定回避防止(2016年12月 BEPS 協定参加予定)。
- B:透明性向上の観点:行動5:自発的情報交換、透明性向上、行動11:BEPS情報収集分析方法確立、透明性向上、行動12:タックスプランニング義務的開示(今後検討)、透明性向上、行動13: 多国籍企業情報報告制度(2016年度改正)、透明性向上。
- C:企業不確実性排除と予見確保:行動14:効果的紛争解決メカニズム構築(対応済)、法的安定性向上、行動15:多国間協定の開発(2016年末までに規定予定)、BEPSへの迅速な対応。

A は実質的課税の原則であり、B は透明性向上を伴った世界各国の租税情報共有、C は国際二重課税回避による企業の予見確保が、それぞれのテーマであろう。

ミニマムスタンダードは行動 5、6、13、14であり、既存ルール改正(途上国は未定)行動 $7\sim10$ 、統一化は行動 2、4、ベストプラクティスは行動 3、12とされている。

本稿の目的は、無形資産課税にある。

⁽⁴⁾ 第1節、第2節においては、21世紀政策研究所経団連経済基盤本部、『BEPS Q&A 新しい国際課税の潮流と企業に求められる対応』経団連出版、2016年を中心に紐解いて、BEPSについて解き明かしておきたい。また、最新情報として、Pwc、「OECD・BEPS 行動15 BEPS 防止措置実施条約の署名」www.pwc.com/jp/tax、2017年6月21日により補っている。また、財務省のホームページも参考にした。

一部の企業のみが過剰な節税行為(または租税回避行為)により税負担を不当に軽減すると公平な 競争が害される。そして納税者の不公平感が高まり税制に対する信頼が揺らぎ財政悪化を招く。この ため国際社会では実質的な経済活動が行われる場所で応分の税金を払うべきと言う考えが主流になっ ている。

BEPS 最終報告書は2015年10月の G20 財務大臣会合、11月の G20 アンタルヤサミットに提出され、 わが国を含む G20 諸国の首脳から全面的な支持を得た。今後、これに沿って各国で国内法が改正され、二国間条約が改訂される。そして企業の事務負担増や課税の増加につながることが懸念される。

企業の国際活動には必ず二重課税の発生リスクが伴い、これを軽減するため各国は租税条約を締結しているが二重課税排除は完全ではないので、二重課税が生じないように企業は注意が必要である。税金は回避すべきコストと考える企業にとっては、各国の税制が異なる中で、租税条約等の内容も一部ビジネスの実態を反映できていないなど、節税しやすい状況が生じている。二重非課税や無国籍所得と言った問題が生じている。

知的財産権の譲渡等の無形資産譲渡においては、グループ会社間では恣意的な価格設定が可能である。こういった場合に、BEPSでは知的財産権の譲渡価格を事後の結果から引き直すという新たな課税手法である利益法を開発した。。さらに、無形資産の開発・改善・維持・保護・使用に関する役割を果たした国で、また、様々な事業リスクを担った国で所得が計上されるべきであるとした。資金を提供する企業が無形資産の開発・改善・維持・保護・使用につき何の機能も果たしていない場合には、その企業はリスク・フリー・リターン(国債利回り程度)より多くの利得を受けることはできないとされた。

⁽⁵⁾ わが国では、わが国の国税庁の事務運営指針(現時点では、わが国税法では所得相応性基準は法制化されておらず、財務省「説明資料【国際課税】」2017年11月1日においても、中期的に取り組むべき事項として、『〈移転価格税制〉・移転価格税制・無形資産取引と移転価格税制・【BEPS 行動 8】無形資産取引に係る移転価格ルール・【BEPS 行動 8】評価困難な無形資産への対応(いわゆる所得相応性基準)』を法制化する旨が発表されている。)でも DCF による無形資産の評価については、「(費用分担契約に関する留意事項)3-16 法人が国外関連者との間で費用分担契約を締結している場合には、次のような点に留意の上、法人の費用分担額等の適否を検討する。(イ 研究開発等の活動の範囲が明確に定められているか。また、その内容が具体的かつ詳細に定められているか。

ロ 研究開発等の活動から生ずる成果を自ら使用するなど、全ての参加者が直接的に便益を享受することが見込まれているか。

ハ 各参加者が分担すべき費用の額は、研究開発等の活動に要した費用の合計額を、適正に見積もった予測便 益割合に基づいて配分することにより、決定されているか。

二 予測便益を直接的に見積もることが困難である場合、予測便益の算定に、各参加者が享受する研究開発等の活動から生ずる成果から得る便益の程度を推測するに足りる合理的な基準(売上高、売上総利益、営業利益、製造又は販売の数量等)が用いられているか。

ホ 予測便益割合は、その算定の基礎となった基準の変動に応じて見直されているか。

へ 予測便益割合と実現便益割合(研究開発等の活動から生じた成果によって各参加者において増加した収益 又は減少した費用(以下「実現便益」という。)の各参加者の実現便益の合計額に対する割合をいう。)とが著 しく乖離している場合に、各参加者の予測便益の見積りが適正であったかどうかについての検討が行われてい るか。

ト 新規加入又は脱退があった場合、それまでの研究開発等の活動を通じて形成された無形資産等がある場合には、その加入又は脱退が生じた時点でその無形資産等の価値を評価し、その無形資産等に対する持分の適正な対価の授受が行われているか。)」と定義されている。わが国においても、グループ会社間で無形資産の譲渡がなされ、費用分担契約を前提とした DCF 法や利益法による価値算定・課税が明確に定義されているのである。

この点においてわが国では、費用分担者の開発者としてのリスクを負った者と、何の機能も果たしていない費用分担者との分配の違いについては、事務運営指針では、(無形資産の形成、維持又は発展への貢献)において「3-12 無形資産の使用許諾取引等について調査を行う場合には、無形資産の法的な所有関係のみならず、無形資産を形成、維持又は発展(以下「形成等」という。)させるための活動において法人又は国外関連者の行った貢献の程度も勘案する必要があることに留意する。なお、無形資産の形成等への貢献の程度を判断するに当たっては、当該無形資産の形成等のための意思決定、役務の提供、費用の負担及びリスクの管理において法人又は国外関連者が果たした機能等を総合的に勘案する。この場合、所得の源泉となる見通しが高い無形資産の形成等において法人又は国外関連者が単にその費用を負担しているというだけでは、貢献の程度は低いものであることに留意する。」とされている。

ここにおいて、わが国においても、DCFによる無形資産の価値測定と、無形資産譲渡時点における当該製品の生涯に亘る損益の稼得と課税というルールに加えて、複数者間の利益配分が開発者テイクオール、援助者リスクフリーレートであることが決められたことがわかるのである。本稿の目的は無形資産の課税のあり方の解明にあるので、BEPSの他の詳細については次節で相対的に触れるだけで以後は割愛したい。

第2節 最新の状況

前述の通り、平成30年度税制改正時点で、所得相応性基準はわが国では不採用である。

一方、多国間協定の開発については、BEPS 最終報告書で勧告された行動 2・6・7・14をスピーディーに実施することを促している。2016年中の多国間協定署名を目標にしてきたが、2017年6月7日にBEPS 防止措置実施条約⁽⁶⁾(「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」)の署名が、米国を除く主要な68の国・地域間で行われた。

BEPS 行動 2 (ハイブリッドミスマッチ効果無効化)、行動 6 (条約濫用禁止)、行動 7 (人為的 PE)、行動 14 (効果的紛争解決メカニズム構築) の諸措置が含まれている。多くの国がミニマムスタンダードである行動 6 と 14 の署名に留まったが、参加国はさらに増える見込みである。先進国間の既存ルールなどは、途上国の遵守は保証されてはいないが、多国間の課税庁情報共有は始まることになったのである。さらには2017年 7年 7~8日に G20 サミット首脳宣言で、「国際的な税の協力と金融の透明性」が出された。

私見では所得相応性基準を最初に採択した米国は世界最大国としての力で取仕切れると考えていると思うが、所得相応性基準を国際基準とした BEPS においても早期の署名が望まれる。また、日本の対応として、適用対象国は35か国・地域のであって、これらの諸国・地域と BEPS の遵守が期待できる。早晩、無形資産の所得相応性基準が始まるだろう。

^{(6) 「}税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(BEPS 防止措置実施条約) は、BEPS 行動 2、行動 6、行動 7、行動 14 の諸措置が含まれている。

⁽⁷⁾ アイルランド、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スウェーデン、スロバキア、チェコ、中国、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、ノールウェー、パキスタン、ハンガリー、フィジー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ルーマニア。

そして、拘束的仲裁規定を、わが国を含む25か国・地域が選択した®。

日本の適用対象国に、アイルランド、オランダ、シンガポール、香港といった軽課税国、英国、イタリア、フランス、ドイツ等の欧州圏、カナダ、メキシコ等の米国圏、オーストラリア、ニュージーランド等のオセアニア圏、韓国、中国などのアジア圏など、海外取引のウエートの高い広範囲の諸国家と署名できたことも大きい。米国やスイスやロシアなどとの締結を急いで、更に網羅性を広げていきたいところである。

第2章 イノベーション企業における無形資産課税の判例

第1節 米国判例について

アメリカは1986年の内国歳入法典482条改正後段で、「無体財産権の譲渡または使用権の供与の場合 には、当該譲渡または使用権の供与にかかる所得は、当該無体財産権に帰すべき所得に相応したもの でなければならない。🏻 と規定している。これについてはスーパーロイヤルティルールと呼ばれる。 わが国では移転価格税制上の独立当事者間価格は基本3法とその他の方法という定義の仕方であった。 基本3法は①独立価格比準法②再販売価格基準法③原価基準法であり、その他の方法として、利益分 割法、残余利益分割法、比較利益分割法、取引単位営業利益率法等が挙げられていた(10)。アメリカが スーパーロイヤルティルールでは所得相応性基準を採用し、無形財産権の使用から生ずる利益を基準 として独立企業間価格を算定することとしたことに影響されて、OECDも利益法の利用を最後の手段 (last resort) として認めた。そして、その取り分はコストシェアリングで決まることになる。費用拠 出取り決めとも言われ、アメリカの内国歳入法典482条は1995年に改訂され、OECD は1996年に費用 拠出についてガイドラインを公表した。費用分担取決めは、将来利益の予想による無形資産の便益と、 そこに対する費用分担が所得帰属を決めると米国内国歳入法482条は決しているという(!!)。すなわち 無形資産の価値評価回避による移転価格税制の適用である。そこでは開発者=所有者という絶対者と 援助者という関係者が存在し、その力関係に基づいて配分関係が決まる。無形資産の対価は所得相応 性基準に規律された独立当事者間価格が算定される。無形資産の価値認定がなされれば、費用分担取 決めにより所得配分が決することになる。この考え方では、開発者と援助者のウエートが見えにくい が、2005年改正で、開発コストのシェアによる費用分担と、各参加者がコストシェアリング契約に提 供する既存または独自開発の資源や能力による「外部貢献」とに分けて考え、参加者はその各々に応 じた収益を得ることができることとしたという(12)。無形資産の超過収益部分を外部貢献の所得とする

⁽⁸⁾ アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、ドイツ、日本、ニュージーランド、フィジー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク。

⁽⁹⁾ 金子(2016)前掲書 p.529。

⁽¹⁰⁾ 金子 (2016) 前掲書 p.533。

⁽¹¹⁾ 岡村忠生、「内国歳入法典四八二条における費用分担取決めについて」京都大学法学部百周年記念論文集刊行委員会編、有斐閣、1999.2、p.207-259。

⁽¹²⁾ 居波邦康、「米国のコスト・シェアリング契約に係る移転価格訴訟の考察」— Xilinx 事案及びベリタス事案 —、税大ジャーナル 16、2011.5、p.185-212。

考え方である。これにより開発貢献のあった国に所得の重要な部分が帰属する考え方ができたといえよう。しかし、前述のとおりこの抽象概念では納税の安定性が図れないとの批判があることにも留意しなければならない。

Xilinx 事件ではストックオプション費用を巡って、米国課税庁と Xilinx 社がコストの範囲をどこま で大きく取るかで争ったが、第二審で Inter Revenue Service (以下、IRS) 勝訴としながらも、一転 2010年3月当初のコストシェアリング契約通りに、ストックオプションは対象外となって IRS 敗訴 が決定した。IRS 勝訴後の顛末は、「(前略) しかしこのことは、その後、Xilinx 社の再審理請求とそ の国際的支持の動きにつながり、2009年8月には7か国(英・仏・独・日・豪・墨・瑞)の元国際担 当税務職員10名が第9巡回控訴裁判所に書簡を提出し、18の貿易団体、40の多国籍企業等から控訴裁 判所の判断に対する懸念表明等がなされ回ふ、第9巡回控訴裁判所は勝訴を撤回したのである。また、 Veritas 事件においては Veritas 米国から Veritas アイルランドに対して、研究開発費用分担契約と技術 ライセンス契約が実施され、Veritas 米国は172.3百万ドルを Veritas アイルランドから受け取り当該対 価の額を独立企業間価格118百万ドルに修正して申告した。この際 IRS は本件費用分担契約の対価を 25億ドル(最終的に16.75億ドル)として更正した。IRSと Veritas 米国は研究開発費用分担契約につ いては合意し、技術ライセンス契約について争われた。IRS の手法は DCF 法に則り将来の全ての収 益を米国側に取り込む手法を取っており、租税裁判所は無形資産移転後の形成資産はアイルランドの 費用負担で行われたものとし、無形資産移転時点の独立企業間価格を採用した Veritas 米国側に軍配 を上げ、無形資産の価値を960万ドルと判断した。控訴期限の2010年11月8日が過ぎ Veritas 米国勝訴 が確定したが、同年11月10日 IRS は判決に対する不同意を表明した。IRS は DCF 法による評価に強 い意思表明を行ったのである(4)。コストシェアリングの実質は正当に評価された事例となったが、一 方で DCF 評価についての見解の相違が浮かび上がる事例となった。IRS が上告しなかった理由につ いては、前述のとおり、内国歳入法・財務省規則2005年改正で DCF 法が法定されていたが、本案件 は2005年以前の案件であることから、この主張が封じられ、最終的に司法の場で2005年改正が否定さ れることを恐れていたのではないかとされる(15)。

逆にカナダにおける GSK 事件の2012年10月18日の最高裁判決は無形資産の評価について、独立間企業価格は必ずしも公正な市場価値である必要はなく、合理的で独立した第三者があらゆる利点とコストを考慮したうえで支払うであろう価格であれば良い、すなわち、合理的な経営者の判断に基づくものであれば良い旨を含意したとされる(16)。これは IRS にとって神風となる判決となったと考える。イノベーション価値としての無形資産評価の裁判所の過少評価と、経営者評価を踏まえた課税庁の評価とのギャップが埋まる契機となったのではないか。BEPS では、2011年の費用分担に係る最終規則では Veritas 事件で IRS が主張した DCF 法である収益基準法が最適な算定方法とされ、将来分の無形資産の価値も含むという一定の方向性は示された(17)。

⁽¹³⁾ 居波(2011) 前掲書 p.191。

⁽¹⁴⁾ 神山幸、「移転価格税制の適用における無形資産の取扱いについて」税大論叢、2014.6、p.604-615。

⁽¹⁵⁾ 居波 (2014) 前掲書 p.139。

⁽¹⁶⁾ 神山 (2014) 前掲書 p.618-619。

⁽¹⁷⁾ 神山(2014) 前掲書 p.637-647。

内国歳入法・財務省規則の改正は更に急であり、2005年の改正規則では「費用負担」と「外部貢献」の概念が出てきて、無形資産の超過収益部分は「外部貢献」=「事前及び同時取引(Preliminary or Contemporaneous Transaction:以下「PCT」)」に帰属するという概念が生まれた(18)。PCT に多額の収益が帰属するように考えが変わったのである。2009年にはPCT 概念が変更され、外部貢献がプラットフォーム貢献(Platform Contribution Transaction)に、事前・同時取引(PCT)からプラットフォーム貢献取引(PCT)に変更され、米国開発者への収益帰属を強める改正がなされているのである(19)。Xilinx 事件や Veritas 事件の無形資産の過少評価を認めない、開発者テイクオールの原則を追求した内国歳入法・財務省規則の強化がなされていることがわかる。

わが国は、国税庁の事務運営指針3-8から3-18において、費用分担契約における規定がある。ここで、無形資産の定義、評価困難な資産についての利益法による算定、事前の費用分担契約による価値のシェア、費用分担者の地位としての開発者と援助者について、米国基準やBEPS 基準と同様にわが国でも明確に定義された。しかし、これらわが国課税庁の定義について抽象表現の不明瞭さを挙げ、「直接的」「適正」「著しい」といった評価基準の言葉の不明確さを指摘する論者も存在する⁽²⁰⁾。確かに、境界線の部分の各国の主張に争いが出ることは大いに予測されるが、わが国の所得相応性基準の法制化が急がれるところである。

第2節 塩野義製薬や武田薬品における無形資産への課税について

2014年9月、大阪国税局が塩野義製薬に対し、塩野義製薬の100%子会社である英国子会社に対して行ったクロスボーダー型現物出資が税制適格要件を満たさないものとして更正処分を行った。塩野義製薬の知的財産権が時価課税された。本件は税務当局に海外資産であることの事前照会をしていたこと、更生所得が405億円と巨額であったことから注目されていた。最終的に2016年9月、塩野義製薬は東京地裁に提訴するに至っている。塩野義製薬が保有するケイマンパートナーシップ法等に基づき設立された任意組合の出資持分であり、米国のPEが当該任意組合の資産負債を有している旨の事前照会を行っていたことから、今回の提訴に至っている。課税の背景となっている事案の概要について、塩野義の2012年10月29日のプレスリリースに基づき触れておきたい(21)。塩野義とGSKはHIV治療薬の共同開発を行っていたが、一定の成果を確信した上で両社の契約の枠組みを修正している。

2001年9月 GSK と塩野義は両社の開発化合物を開発・販売することを目的とする JV を設立した。2002年8月インテグレース阻害剤に関する共同研究を開始。2009年10月 GSK と PFIZER は両社の HIV アセットを供出して ViiV を設立 (GSK 85%、PFIZER 15%)。GSK は JV におけるその持分を ViiV に譲渡し、JV は Shionogi-ViiV Healthcare となる。

今回の枠組み変更までに環境の変化により次の必要性が出ていた。既存契約では、どちらか一方からの拠出化合物をベースとした開発・販売を想定していたが、DTG及び関連製品はJVにおける共同

⁽¹⁸⁾ 居波(2014)前掲書 p.132-133。

⁽¹⁹⁾ 居波(2014)前掲書 p.136-137。

²⁰⁾ 岩倉(2010) 前掲書 p.712-713。

②1 塩野義(2010)「HIV インテグレース阻害薬「ドルテグラビル」および関連製品に関する ViiV との新たな枠組 みについて」

研究の成果物であり、JV テリトリー(米、EU5)以外の地域については、契約上想定していた条件との乖離が生じていた。2008年の Sciele 社(後に Shionogi Inc.)買収により、JV 設立時に想定されていた JV を足がかりとした米国販売拠点の獲得の必要性が低下した。Shionogi Inc. の販売はプライマリーケアがメインであり、高度な専門性の要求される HIV 治療薬とは販売形態が異なる。今後、HIV 治療薬は配合剤が主となり、インテグレース阻害薬のみをアセットとして有する JV での今後の展開には、配合相手の選択等において複雑な取扱いが必要となってきた。ここまでのところで、この共同研究で、塩野義は HIV アセットの基礎研究の知的財産権は得たものの、プライマリーケアの領域でない専門領域のため、開発販売には GSK が主として動く方が良いと言っていると考えられる。HIV インテグレース阻害薬に関する ViiV との契約の枠組みを変更した(22)。

2014/9/13付日本経済新聞によると、「塩野義製薬に400億円申告漏れ指摘 異議申し立てへ…塩野 義製薬が大阪国税局から2013年3月期までの3年間について約400億円の申告漏れを指摘されたこと が、12日分かった。同社は連結対象の英国子会社への現物出資を組織再編税制の対象として申告して いたが、同国税局は「適用外」と判断したもようだ。塩野義は「事前に国税当局に照会しており、承 服できない」として、異議を申し立てる方針。更正処分の結果、過去の赤字と相殺され、追徴課税は 地方税や過少申告加算税を含め約13億円となる見通し。指摘があったのは、抗エイズウイルス (HIV) 治療薬開発のため、英 ViiV ヘルスケア社と英国で共同出資していた会社(JV) への出資を 巡る税務処理。塩野義の説明などによると、同社はJV の持ち分を連結対象の英子会社に現物出資し た際、簿価(約130億円)で算定して税務申告していた。だが英子会社はこの持ち分を ViiV 社に譲渡 し、対価として同社株10%(時価約530億円)を取得。同国税局は、差額に相当する約400億円に対し て塩野義の課税対象の所得に当たると判断したとみられる。塩野義側は JV 持ち分の現物出資につい て、海外同士の資産移転などの一定条件を満たせば簿価で譲渡したものとして算定できる「適格要 件」に当たると判断。国税局側は適格要件に当たらず、時価算定しなければならないと認定したもよ うだ。| 法人税法では企業の経営効率向上のため、組織再編について特別な課税ルールを設けている。 塩野義としては海外の資産であることを事前に確認したうえで研究開発していた事、イギリスでは、 現物出資の代わりに株式を受領しても非課税であることから、日本で時価課税されることを受け入れ られずに提訴した。課税庁としては塩野義のケイマン保有資産から英国子会社に現物出資した資産を 税制適格であるとしたものの、交換に得た有価証券が日本の塩野義が取得したとして時価課税したと いう立場である。塩野義と英 Shionogi は100%親子関係にあるので、適格現物出資の要件は、その完 全支配関係の継続が見込まれること、外国法人への現物出資なので現物出資財産が国内の事業所の属

^{(22) ・}シオノギのドルテグラビル (DTG) 及び関連製品 (配合剤を含む) に関する権利 (Shionogi-ViiV Healthcare LP (JV) の 50%) を ViiV へ移転し、ViiV の 10% 株式を取得。

シオノギ(英国子会社、Shionogi Limited)は、ViiVより10%株式に応じた配当を得ると共に、1名の取締 役指名権を保有。

[•] 販売の枠組変更にともない、シオノギは DTG 及び関連製品の販売高に応じ、平均 10% 台後半、一部地域では 20% 台前半のロイヤルティを得る。

この枠組み変更で、Shionogi Limited (SL) が、ViiV の 10% 株主となり、ViiV より配当を受ける。塩野義製薬㈱は特許をライセンスアウトする対価として、ロイヤルティを得る。以後、DTG 及び関連製品の全世界における開発及び販売は ViiV グループで実施される。

する資産(国内資産)でないことも要件として必要である。後者が若干引っかかるところである。JV 持分の ViiV への売却であるから、JV 持分の中身が海外における塩野義の知的財産であったと言えるのかということである。やはり、海外資産ではなく日本の塩野義の知的財産が実態と見られた可能性がある。これは現時点では答えが出ていない。この点詳しく考察してみれば、塩野義は、2012年4月に、Shionogi-ViiV Healthcare LLC(Limited Liability Company;本社:米国デラウェア州、塩野義50%出資でケイマン保有)の状態で、抗 HIV 薬のテビケイが PIII を完了しており、この感触を得たうえで2012年7月5日に欧州子会社 Shionogi Limited(英国ロンドン)を設立し、2012年10月に英国製薬会社 ViiV 社と抗 HIV 薬に関する新たな枠組みについて契約を締結し、新たな枠組みに移行する再編の過程において、塩野義こは JV 持分を当社の英国子会社である Shionogi Limited へ現物出資(簿価130億円、時価530億円)している。

前述したように、塩野義の貢献は HIV アセットの貢献にあり、後期臨床や販売にノウハウはないから、このプロセスにおいて英国塩野義に130億円で現物出資した資産が ViiV の530億円の株式と交換され、これが英国における子会社の持分資産であるものの実態は知的財産権の部分売却であると思われること。一方で HIV の残存する知的財産権を日本の塩野義が保有したままで、このロイヤルティについては日本の塩野義が将来の売上の10%台後半で受領していく事となっている。これは実質的には日本の研究者の貢献による知的資産を簿価にして130億円分という一部分を英国の塩野義に現物出資していることにはならないか。ここのところが塩野義の決定的な弱みであると考える。ここにおける知的資産はその後 HIV の治療薬テビケイ等の HIV アセット収益と繋がり、テビケイの世界売上に対して、塩野義は2016年度に約700億円のロイヤルティを「日本で」売上計上し納税することとなっているのである。

この問題は、現在はまだ萌芽に過ぎない。その展開は国際的な議論を経て、国内の税制の成立や税務訴訟の方向性など、今後の状況を見守るしかないと考えられる。英国を巻き込んだ国際税務の話にせずに、税制適格の課税繰延を諦める方が簡単な選択肢であると思われ、塩野義の2016年9月の東京地裁提訴は解せないと私は考えている。

武田薬品が無形資産について勝訴した裁決については、武田薬品が北米子会社 TAP との間で行った①医療用医薬品に係る無形資産の使用許諾取引(「本件ロイヤルティ契約」)及び②医療用原材料供給取引(「本件供給取引」)について、更正処分が行われた。2006年6月28日、武田は米国アボットとの50:50の合弁会社の TAP ファーマシューティカル・プロダクツ(TAP)との間の2000年3月期から2005年3月期の6年間の製品供給取引等に関して、米国市場から得られる利益が武田に過少に配分されているとして、移転価格税制に基づき、大阪国税局より所得金額で、6年間で1,223億円の所得の更正を受け、約570億円の追徴税額を課せられたと発表した。争点は

- ①医療用医薬品に係る無形資産の使用許諾取引 (米国に知的所有権の貢献ありか?)
- ②医療用原材料供給取引(不当に安く医薬品が米国に販売されたか)
- ②の争点については、大阪国税局への異議申し立ての段階にあった2008年7月に、日本の課税当局が米国の課税当局と相互協議をするよう申請。3年以上に及んだ日米課税当局の相互協議が決裂したのが2012年11月のことであった⁽²³⁾。紆余曲折を経て、大阪国税局は1,223億円のうちの8割弱に当た

る977億円の更正処分を取り消した。このため、納めた571億円のうちの8割弱に当たる455億円に、還付加算金116億円が加わり、偶然にも納めた571億円と同額が返還されることになった。上記②の争点は決したのである。

国税不服審判所平成25年3月25日裁決(24)

更に武田は、同処分の違法を理由に、異議決定により一部取消された後の課税処分の取消しを求めて更に審査請求を行い上記①の争点も争った。これは移転価格事案で、独立企業間価格算定方法として「残余利益分割法」が適用された。主要な争点は①′取引単位を基本三法と同等の方法としての適用可能性②′残余利益適用でも分割指標の適法性であった。

審判所の判断は①′について「本件国外関連取引は、本件供給取引及び本件ロイヤルティ取引が不可分の取引であり、独立企業間価格についてもこれらの取引を一体として算定することが合理的であると認められるところ、本件国外取引について、請求人及び同業他社において比較対象取引を得ることができなかったことから、基本三法及び基本三法と同等の方法を適用することができなかったとしているが、本件の全証拠によっても、本件国外取引に係る比較対象となる取引等を見出すことはできないから、原処分庁が、本件国外関連取引について、基本三法及び基本三法と同等の取引を用いず、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いて、本件国外関連取引に係る独立企業間価格を算定したことに違法はない。(中略)基本三法に準ずる方法その他政令で定める方法の間及び基本三法に準ずる方法その他政令で定める方法と同等の方法を同等の方法の間には優劣関係はないと解される。」として、同等の方法を無形資産価格評価に用いることの適法性を示している。

②′については、「事務運営要領2-11 (現行の3-12) は、無形資産の使用許諾等について調査を行う場合には、当該無形資産の法的な所有関係のみならず、当該無形資産を形成し、維持、発展させるに当たり法人又は国外関連者の行った貢献も勘案することに留意する旨定めている。(中略) 利益分割法及び残余利益分割法の趣旨に鑑みると、残余利益分割法を適用して独立企業間価格を算定する場合における残余利益の配分に当たり、当該残余利益の源泉を法人又は国外関連者のいずれの分割要因とするかについては、諸般の事情を総合的に勘案し、移転価格課税の目的に照らして実質的に判断すべきであると解されるのであり、上記の事務運営要領の定めが、この趣旨を明らかにしたものとして、当審判所においても相当であると認める。」とし、国外における臨床試験は、国内基礎研究と別個のものとして進められた事実を重視し、販売会社としての北米 TAP 社の利益に直接寄与することを認定した。

国際課税において、相手国との協議が納税者勝訴に至った事例である。課税庁の独走を関係諸国が阻んだ興味深い事例となったのではないかと考えられる。国際協調課税の時代の萌芽と言えよう。研究開発貢献を公正に検討したうえで、無形資産の公正な取り分について、他国と国内の分配が公明正大にされた事例となったと考えられる。このようにグループ会社間でも研究開発に対する国別の貢献が認定されうる時代となってきた証左である。米国の実効税率は決して安くはないから、武田の事例

② 東洋経済オンライン、「武田に戻ってきた追徴課税 500 億円、海外進出増加で移転価格課税リスクが急拡大」、 2012 年 4 月 25 日、http://toyokeizai.net/articles/-/9084。

②4 藤枝純・角田伸広著、『移転価格税制の実務詳解』中央経済社、2016年、p.279-281。

は租税回避行為でなく、二重課税排除を中心とした日米間における租税のあり方を示したものであるが、研究開発における各国の貢献を明確にした事例として意義があると考えられる。TAPの設立が1985年でプレパシドの承認が1992年以降であり、TAPのリスク負担で海外臨床試験の実態が認められたことが大きい。あえて言えば、TAPの貢献が開発者としての貢献であると言い切れたのか、援助者としてのリスクフリーリターンしか取得できない援助者に留まっていたのではないか、この点に日本の課税庁は開発者側であることを主張して、米国側の課税庁と戦うべき争点があったのではないかと考える。

ここで、IRS の強硬な姿勢を思い出してほしいのである。前述した Veritas 事件においては Veritas 米国から Veritas アイルランドに対して、研究開発費用分担契約と技術ライセンス契約が実施され、 Veritas 米国は172.3百万ドルを Veritas アイルランドから受け取り当該対価の額を独立企業間価格118百万ドルに修正して申告した。この際 IRS は本件費用分担契約の対価を25億ドル(最終的に16.75億ドル)として更正した。IRS と Veritas 米国は技術ライセンス契約について争われた。IRS の手法は DCF 法に則り将来の全ての収益を米国側に取り込む手法を取っており、租税裁判所は無形資産移転後の形成資産はアイルランドの費用負担で行われたものとし、無形資産移転時点の独立企業間価格を採用した Veritas 米国側に軍配を上げ、無形資産の価値を960万ドルと判断した。控訴期限の2010年11月8日が過ぎ Veritas 米国勝訴が確定したが、同年11月10日 IRS は判決に対する不同意を表明した。 IRS は DCF 法による評価に強い意思表明を行ったのである(25)。

わが国では所得相応性基準が法制化されていないから、慎重になるのは理解できるとしても、不服審判所裁決は租税裁判所のケースと全く同じではないか。違うのはわが国課税庁と IRS の姿勢の違いである。今回の不服審判所裁決が事務運営指針を解釈して、北米 TAP 社を開発者の地位として扱ったのである。不服審判所が課税庁と同じ当局側にあることを考えると解せないのである。日本で行った臨床試験を米国で行っただけの行為に対して、開発者の地位をあまりにも安易に TAP 社に認めているのである。

上記 Veritas 事件を見てもわかるように、IRS は Veritas 米国によるアイルランドへの価値移転は一切認めなかったのである。技術の価値は米国に100%あるのであって16.75億ドルの無形資産価値を主張したではないか。

不服審判所は開発者の地位を日本の武田に100%認めるべきではなかったか。臨床試験がなければ 米国で使えなかった事情があるとしてもプレパシドの創薬行為は日本の武田側にあったと創薬を実現 した日本の基礎研究を重視して、100%日本武田の知的財産権を主張できる余地は十分にあったので はないか。しかし、武田の事例は、法的には国外関連者であるが、相手方 TAP がアボットの資本が 50%入っている時点で、実際は外部者との取引という要素があるので、武田の租税回避という問題は ない。武田がアボットに不当に利益を渡す理由はないからである。この点が重視された裁決になった と考えられ、また当時アメリカで上市することでより製品価値を高めたかったという合理的な事情も あった。抗潰瘍薬プレパシドは2009年後半にも特許が切れるため、新薬が2008年前半に計画通り販売

② 神山幸、「移転価格税制の適用における無形資産の取扱いについて」税大論叢、2014.6、p.604-615。

許可申請できれば、当時の収益の柱であるプレパシドの急激な売上減を回避できるという事情である。製品のライフサイクル延長に米国上市は確かに寄与している。また外部者が取引に関与しているから、アボットとの合意により決めた価格だから独立企業間価格であるという武田の主張も首肯できる部分もある。現実はそこで落着したのである。移転価格の問題から離れて製品価値としてのイノベーション価値という問題から考えても、米国での製品のライフサイクル延長への貢献という観点で捉えると、TAPにも開発者としての価値は出てくる可能性も残されているのである。不服審判所はこの立場を取ったのだが、創薬国としての日本の立場を打ち出すべきだと思うのである。

所得相応性基準は現時点では法制化されてはいないが、事務運営要領の発端となった所得相応性基準やBEPSにおける解釈は、創薬国としての無形資産課税にあり、主張をそこで終えても良いが、さらに治験ステージの知的財産権の価値を見ても、その新規性も始めに行った日本にあり、米国後期臨床に新規性や知的財産としての貢献はなかったのではないかというのが私の立場である。日本で先に臨床開発されているから米国で新たな臨床価値は主張すべくもなく、CRO(CONTRACT RESEARCH ORGANIZAITON)などの治験医薬会社の費用の価値しかないだろう。原則、物質価値の知的財産権の価値の創製に焦点を当てるべきなのである。臨床試験価値を用途特許等の価値とみても最初の発露地にその価値はあるだろう。

第3章 イノベーション企業の無形資産に対する課税のあり方について

第1節 課税の恩典よりもイノベーションの成果

必ずしも国際的な製薬会社は税務の恩典を最優先しているわけではない。製薬大手のスイス系ノバルティスは⁽²⁶⁾、シンガポールのバイオポリスに設けた熱帯病研究所を来年、米カリフォルニア州に移管する。

最近の製薬大手の動きをみると、米イーライリリーが2010年にバイオポリスの研究開発(Research and development;以下、R&D)施設、米ファイザーが2013年にラッフルズ病院内の臨床研究室、英グラクソ・スミスクラインが2014年、バイオポリスの施設をそれぞれ閉鎖した。製薬大手の多くは近年、新薬の開発で成果を上げておらず、R&D業務の再編に乗り出しており、シンガポールもこうした流れに巻き込まれた。

最近の製薬大手の撤退を「必ずしもシンガポールの落ち度ではない」とされる⁽²⁷⁾。この10年間、新薬開発で成果が見られず、世界各地で研究部門を再編している結果だという。

新薬は規模の小さいバイオテクノロジー企業から生まれるケースが増加しており、深い研究に裏打ちされている。ハンフリー氏は、そうした研究環境を短期間に構築するのは容易ではないと指摘する。シンガポールは開発が比較的容易で、商業化も短期間で可能な医療機器分野に軸足を移しつつあるようだ

このように、国際的な製薬会社は、税率は高くても米国に回帰している。自らが研究する場合にも

②6 「シンガポールのビジネス情報サイト」https://www.asiax.biz/news/40385/、2016年10月10日。

⁽²⁷⁾ グッド・ファーマ・コンサルティング代表のハンフリー氏による。

研究環境が刺激的であり、優秀なアカデミアや創薬力のあるベンチャービジネスが満ちているからである。租税の問題は重要だが、経営の中心問題ではない。

イノベーション企業においてはイノベーションの創製が経営の中心問題であるから、成功確率の低下が問題となっている現在の経営環境において、イノベーションの確率の高い地域を真っ先に選択することが経営の中心問題なのである。製薬産業では優秀なアカデミアや創薬力のあるベンチャービジネスの存在は欠かせない環境と言える。

こうしたなかで、結果として創薬に成功した研究開発活動に関して生じた知的財産たる無形資産に 課税される運命にある。今後、安易な無形資産の他国移転はできない。

租税回避を止めて創薬可能国への回帰を始めたが、BEPS 課税により自国で巨額の課税がなされ、研究開発関係国の課税権主張が各国で叫ばれるようになり、貢献度の慎重な検討を要すると共に、国際的二重課税回避が国際課税の重要課題となる。以上が、国際二重課税回避への重点化のシナリオとなる。

これまで見て来たように、米国 IRS は一貫して創薬の当初段階にフォーカスして無形資産課税を行う姿勢を鮮明にしてきた。BEPS 時代に入り、国際協調税制が叫ばれる中でわが国においても、同様の制度を国税当局は事務運営指針(要領)として打ち出してきた。次節において米国とわが国の当該制度を比較検討してみたい。

第2節 米国 IRS の姿勢とわが国の国税当局の姿勢

前述したように、アメリカは1986年の内国歳入法典482条改正後段で、「無体財産権の譲渡または使 用権の供与の場合には、当該譲渡または使用権の供与にかかる所得は、当該無体財産権に帰すべき所 得に相応したものでなければならない。」⁽²⁸⁾と規定している。これについてはスーパーロイヤルティ ルールと呼ばれる。アメリカがスーパーロイヤルティルールでは所得相応性基準を採用し、無形財産 権の使用から生ずる利益を基準として独立企業間価格を算定することとした。そして、その取り分は コストシェアリングで決まることになる。費用拠出取り決めとも言われ、アメリカの内国歳入法典 482条は1995年に改訂され、OECD は1996年に費用拠出についてガイドラインを公表した。費用分担 取決めが、将来利益の予想による無形資産の便益と、そこに対する費用分担が所得帰属を決めると米 国内国歳入法482条は決している。すなわち無形資産の価値評価回避による移転価格税制の適用であ る。そこでは開発者=所有者という絶対者と援助者という関係者が存在し、その力関係に基づいて配 分関係が決まる。無形資産の対価は所得相応性基準に規律された独立当事者間価格が算定される。無 形資産の価値認定がなされれば、費用分担取決めにより所得配分が決することになる。2005年改正で、 開発コストのシェアによる費用分担と、各参加者がコストシェアリング契約に提供する既存または独 自開発の資源や能力による「外部貢献」とに分けて考え、参加者はその各々に応じた収益を得ること ができることとしたという。無形資産の超過収益部分を外部貢献の所得とする考え方である。これに より開発貢献のあった国に所得の重要な部分が帰属する考え方ができたといえよう。特に Veritas 事

⁽²⁸⁾ 金子 (2016) 前掲書 p.529。

件において、IRS は蹉跌をきたす。IRS は本件費用分担契約の対価を25億ドル(最終的に16.75億ド ル)として更正したが、租税裁判所は無形資産移転後の形成資産はアイルランドの費用負担で行われ たものとし、無形資産移転時点の独立企業間価格を採用した Veritas 米国側に軍配を上げ、無形資産 の価値を960万ドルと判断した。控訴期限の2010年11月8日が過ぎ Veritas 米国勝訴が確定したが、同 年11月10日 IRS は判決に対する不同意を表明した。IRS は DCF 法による評価に強い意思表明を行っ たのである⁽²⁹⁾。DCF 評価についての見解の相違が浮かび上がる事例となった。逆にカナダにおける GSK 事件の2012年10月18日の最高裁判決は無形資産の評価について、独立間企業価格は必ずしも公 正な市場価値である必要はなく、合理的で独立した第三者があらゆる利点とコストを考慮したうえで 支払うであろう価格であれば良い、すなわち、合理的な経営者の判断に基づくものであれば良い旨を 含意したとされる^⑶。これが契機となり IRS の考えが主流に転ずる。2011年の BEPS の最終規則では Veritas 事件で IRS が主張した DCF 法である収益基準法が最適な算定方法とされ、将来分の無形資産 の価値も含むという一定の方向性は示された(31)。内国歳入法・財務省規則の改正は更に急であり、 2005年の改正規則では「費用負担」と「外部貢献」の概念が出てきて、無形資産の超過収益部分は 「外部貢献」=「事前及び同時取引(Preliminay or Contemporaneous Transaction:以下「PCT」)」に帰属 するという概念が生まれた⁽³²⁾。PCT に多額の収益が帰属するように考えが変わったのである。2009年 には PCT 概念が変更され、外部貢献がプラットフォーム貢献 (Platform Contribution Transaction) に、 事前・同時取引(PCT)からプラットフォーム貢献取引(PCT)に変更され、米国開発者への収益帰 属を強める改正がなされているのである(33)。Xilinx 事件や Veritas 事件の無形資産の過少評価を認めな い開発者テイクオールの内国歳入法・財務省規則強化がなされていることがわかる。ここにおいて米 国は無形資産課税において、所得相応性基準の早期取込と貢献取引のシェア獲得という二大ルールを 確立したのである。

わが国においては、国税庁の事務運営指針において、無形資産の定義も含めて費用分担契約における規定がある。無形資産が法人又は国外関連者の所得にどの程度寄与しているかを検討するに当たっては、技術革新を要因として形成される特許権、営業秘密等を対象とし、法人又は国外関連者の有する無形資産が所得の源泉となっているかどうかの検討に当たり、国外関連取引の事業と同種の事業を営み、市場、事業規模等が類似する法人のうち、所得の源泉となる無形資産を有しない法人を把握できる場合には、当該法人又は国外関連者の国外関連取引に係る利益率等の水準と当該無形資産を有しない法人の利益率等の水準との比較を行うとともに、当該法人又は国外関連者の無形資産の形成に係る活動、機能等を十分に分析することに留意する。無形資産の使用許諾取引等について調査を行う場合には、無形資産の法的な所有関係のみならず、無形資産を形成、維持又は発展(以下「形成等」という。)させるための活動において法人又は国外関連者の行った貢献の程度も勘案する必要があることに留意する。なお、無形資産の形成等への貢献の程度を判断するに当たっては、当該無形資産の形

⁽²⁹⁾ 神山(2014) 前掲書 p.604-615。

③0) 神山(2014) 前掲書 p.618-619。

⁽³¹⁾ 神山(2014) 前掲書 p.637-647。

³²⁾ 居波 (2014) p.132-133。

³³⁾ 居波 (2014) p.136-137。

成等のための意思決定、役務の提供、費用の負担及びリスクの管理において法人又は国外関連者が果たした機能等を総合的に勘案する。この場合、所得の源泉となる見通しが高い無形資産の形成等において法人又は国外関連者が単にその費用を負担しているというだけでは、貢献の程度は低いものであることに留意するとし、実質的な貢献取引の意義を打ち出している。また、費用分担契約においては、費用分担額等の適否を検討する際の留意点を規定しており、①全ての参加者が「直接的」に便益を享受すること②各参加者が分担すべき費用の額は研究開発等の活動に要した費用の合計額を「適正」に見積もった予測便益割合に基づいて配分することにより決定されること③予測便益割合と実現便益割合とが「著しく」乖離した場合に各参加者の予測便益の見積が適正であったかどうかについて検討を行わなければならないこと④新規加入又は脱退があった場合で、それまでの研究開発等の活動を通じて形成された無形資産等があるときには、その加入又は脱退が生じた時点でその無形資産等の価値を評価しその無形資産等に対する持分の適正な対価の授受が行わなければならないこと等が掲げられている。ここにおいて利益法による無形資産価値の算定と事前に取り決めるべき分配の基準が明確にされている。

アメリカにおける考え方は、カナダ GSK 事件を契機に、独立間企業価格は必ずしも公正な市場価値である必要はなく、合理的で独立した第三者があらゆる利点とコストを考慮したうえで支払うであろう価格であれば良い、すなわち、合理的な経営者の判断に基づくものであれば良い旨を含意した点に本質がある。ここに費用分担は契機をむかえ、2005年の改正規則では「費用負担」と「外部貢献」の概念が出てきて、無形資産の超過収益部分は「外部貢献」=「事前及び同時取引(Preliminay or Contemporaneous Transaction:以下「PCT」)」に帰属するという概念が生まれた(34)。PCT に多額の収益が帰属するように考えが変わったのである。2009年にはPCT 概念が変更され、外部貢献がプラットフォーム貢献取引(PCT)に変更され、米国開発者への収益帰属を強める改正がなされているのである(35)。Veritas 事件の無形資産の過少評価を認めない開発者テイクオールの内国歳入法・財務省規則の強化がなされていることがわかる。米国の優秀なアカデミアや米国の優秀なベンチャービジネスが創造した知的財産を利益法により無形資産として評価して、根こそぎ米国で課税するという考えが、プラットフォーム貢献取引として結実しているのである。

わが国においても、前述のとおり貢献取引の考え方を打ち出しており、概ね国際取引のバランスを検討しながらも、米国同様の考え方を打ち出している。2011年のBEPSの最終規則でも、Veritas事件でIRSが主張したDCF法である収益基準法が最適な算定方法とされ、将来分の無形資産の価値も含むという一定の方向性は示された⁽³⁰⁾。

即ち、製薬企業などに見られるイノベーション企業の製品が生涯に亘って稼得する収益の大部分が 初期の物質形成時の無形資産の評価に取り込まれて、それに貢献した国の収益となり課税がなされる ことが国際的な共通認識となったのである。前述のとおり、重要なことは、ライセンス権のグループ

³⁴⁾ 居波(2014)前掲書 p.132-133。

③ 居波 (2014) 前掲書 p.136-137。

⁽³⁶⁾ 神山(2014) 前掲書 p.637-647。

内会社移転時に、当該製品の生涯に亘る未実現利益を遡及して、手的財産権創製国において巨額の課税がなされることになるのである。

しかしながら、今後、知的財産の取り分について、各国が自国の貢献を過大に打ち出すことも十分に考えられ、経済紛争の火種ともなりかねない懸念も残る。また武田薬品の事例の説明の際に指摘したように今回確認した同様のルールを用いながらも、IRSが米国 Veritas に対した姿勢と、わが国課税庁側である不服審判所が行った意思決定の相違、即ち全ての無形資産価値を米国側で主張した IRSと極めて簡単に北米 TAP の開発価値貢献を認めてしまった不服審判所の対比が問題となってくるのである。わが国課税庁の立場に立ってみても、所得相応性基準が法制化されていないなかでの、論拠の提示は慎重でなければならないが、わが国発のイノベーションの価値は基本的にわが国課税庁が課税することを主張していかねばならない事は、言うまでもない。また後期臨床に無形資産性や知的貢献を認めるとしても、最初に行った後期臨床にその価値はあり、単に後期臨床を行っただけの米国臨床試験には新規性はないと考えるからである。

第3節 無形資産課税のあり方

前節でも見たように、収益基準法、貢献取引という共通のルールで先進国各国が知的財産権を主張 する時代が到来する。しかしながら、知的財産の発生状況は次のとおりである。

世界の国際特許出願件数 国別ランキング・推移を見てみると⁽³⁷⁾、全ての発明が製品として創製するわけではないが、成功確率の低さが共通のものである⁽³⁸⁾と考えると、この発明数のウエートで知的財産が生み出され、無形資産がこのウエートで評価されることで均衡するだろう⁽³⁹⁾。租税回避が徹底して行われてきたが、無形資産の特許成立時の価値成立と課税確定、研究開発費用分担取極めにおける、開発者価値の最大化と援助者のリスクフリー利益との峻別というルールが国際的に確立しつつあ

- (37) データ更新日 2017 年 4 月 14 日 (年度更新日: 2017 年 4 月 12 日) 直近データ 2016 年時系列推移 1990-2016 年まで掲載ご利用区分公開
 - 統計の解説、・世界の国際特許出願件数(全分野)国際比較統計・ランキング。・各国の国際特許出願件数(全分野)と国別順位を掲載。・単位は件。・特許協力条約(Patent Cooperation Treaty, PCT)に基づく特許の国際出願件数(全分野)。・各国の件数は出願者の居住地・本店所在地ベース。・各年の出願件数は国際出願日ベース。
- (38) 製薬協では化合物 30,000 個創製で 1 つの新製品、その開発期間が $7\sim15$ 年、その投資額が $500\sim1000$ 億円としている。また同じく製薬協において 2010 年世界売上上位 100 品目の新薬創出国の順位を、米国 44 品、スイス 16 品、日本 13 品、イギリス 9 品、フランス 5 品、デンマーク 5 品、ドイツ 4 品その他 3 品としており、日本のシェアは 13% になる。
- (39) 一方、文部科学省科学技術・学術政策研究所は、2017 年 8 月 8 日、「科学技術指標 2017」及び「科学研究のベンチマーキング 2017」において、科学技術の研究動向を分析した報告書を発表した。2013 年~2015 年の各国の大学や研究機関が出版した自然科学系の論文数の平均をまとめている。世界で引用された注目度の高い論文数で日本は 9 位、1 位米国、2 位中国、3 位英国で 50% シェアがあり、日本の立ち遅れを指摘している。当局の WEB を引用する。「「科学技術指標 2017」から最新の日本の状況を見ると、日本の研究開発費、研究者数は共に主要国中第 3 位の規模ですが、人口 100 万人当たりの博士号取得者は主要国で第 6 位です。論文や特許に注目すると、日本の論文数(分数カウント)は世界第 4 位、注目度の高い論文では第 9 位であり、10 年前と比較すると順位は低下傾向です。他方で、パテントファミリー数では継続して世界第 1 位です。日本のハイテクノロジー産業(医薬品、電子機器、航空宇宙)貿易収支比は継続して低下し、2011 年以降は入超となり、主要国中第 6 位です。一方、ミディアムハイテクノロジー産業(化学品と化学製品、電気機器、機械器具、自動車、その他輸送、その他)貿易収支比は継続して出超であり、主要国中第 1 位を保っています。」としている

表 1

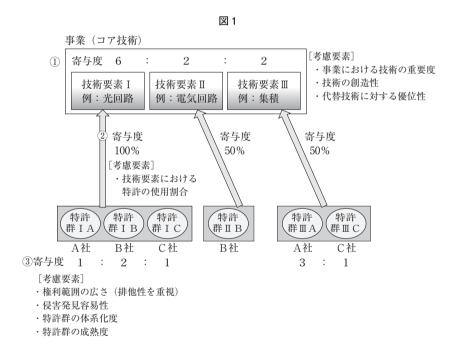
順位	国名件数	2016年	シェア	累積
1	米国	56,440	24.26	24.26
2	日本	45,220	19.43	43.69
3	中国	43,128	18.54	62.23
4	ドイツ	18,302	7.87	70.09
5	韓国	15,554	6.68	76.78
6	フランス	8,187	3.52	80.29
7	イギリス	5,491	2.36	82.65
8	オランダ	4,676	2.01	84.66
9	スイス	4,363	1.88	86.54
10	スウェーデン	3,720	1.6	88.14
11	イタリア	3,360	1.44	89.58
12	カナダ	2,329	1	90.58
13	イスラエル	1,838	0.79	91.37
14	オーストラリア	1,835	0.79	92.16
15	インド	1,529	0.66	92.82
16	フィンランド	1,524	0.65	93.47
17	スペイン	1,505	0.65	94.12
18	オーストリア	1,422	0.61	94.73
19	デンマーク	1,353	0.58	95.31
20	ベルギー	1,220	0.52	95.84
999	世界計	232,684	100.00	100.00

データ更新日2017年4月14日(年度更新日:2017年4月12日)直近データ2016年時系列推移1990-2016年まで掲載ご利用区分公開。統計の解説、・世界の国際特許出願件数(全分野)国際比較統計・ランキング。・各国の国際特許出願件数(全分野)と国別順位を掲載。・単位は件。・特許協力条約(Patent Cooperation Treaty, PCT)に基づく特許の国際出願件数(全分野)。・各国の件数は出願者の居住地・本店所在地ベース。・各年の出願件数は国際出願日ベース。

るからである。上位20位で、累積シェア95.84%と、世界の発明をほぼ網羅できている。上位12か国で90%を超えている。収益基準法、貢献取引という共通のルールで無形資産課税がなされていくが、成功確率は各国同様に低いと仮定すると、わが国は19.43%の無形資産評価を主張していかねばならないことになろう。しかし、実際の課税の場面では、どの部分が開発者でどの部分が援助者であるかを決定することは困難を極めるだろう。武田の事例に見たように物質や製剤が100%日本の貢献であっても、臨床試験に開発者の価値が認められる場合が考えられるのである。このように製薬会社における新薬が化合物等の発明時点での物質特許に大きな価値が属することは周知であるが、ものによっては臨床や用途特許が大きな価値を持つケースもある。基礎研究段階での物質特許の開発者としてのウエート、臨床開発段階での用途特許のウエート、それぞれにケースごとに重要性は異なることが想定される。それでも各ケースごとに分担した費用が開発者としての投資か援助者としての投資かを個別に峻別していかねばならない。

経済産業省から委託を受けた新日本有限責任監査法人、「事業の中での知的財産権の貢献割合に関する調査研究報告書」2014年2月によると、複数の特許の貢献度評価については次の三者の要素の乗算により決まるという⁽⁴⁰⁾。

- (i) 事業に対する技術要素の寄与度を評価する際の考慮要素
 - ①事業における技術の重要度、②技術の創造性、③代替技術に対する優位性
- (ii) 技術要素中の特許等の寄与度について検討する際の考慮要素技術要素における特許の使用割合
- (iii) 技術要素中特許群について各者の持つ特許群同士の貢献度を評価する際の考慮要素
 - ①権利範囲の広さ(排他性を重視)⇒権利範囲が狭くても排他性がきわめて高い特許がある。例 えば本体と交換部品のインターフェイスの特許、②侵害発見容易性、③特許群の体系化度、④特 許群の成熟度、これらの要素で決めるという。具体例も示されている⁽⁴⁾。



出所:新日本有限責任監査法人、前掲書、2014年2月、p.21-22。

A社貢献度 6/10× 1 ×1/4 + 2/10×1/2	3/4 ≒	28%
B社貢献度 6/10× 1 ×2/4 + 2/10×1/2	:1	50%
C社貢献度 6/10× 1 ×1/4 + 2/10×1/2	1/4 ≒	22%

⁽⁴⁰⁾ 新日本有限責任監査法人、経済産業省・平成 25 年度特許庁産業財産制度問題調査研究報告書、「事業の中での知的財産権の貢献割合に関する調査研究報告書」2014年2月、p.24。また、日本知的財産仲裁センター「事業に対する貢献度評価-の実用化研究について」2015年3月、p.8 でも経産省方式として同様の図を示している。

⁽⁴¹⁾ 新日本有限責任監査法人、前掲書、2014年2月、p.21-22。

この点は、今後の大きな課題となり、国際的二重課税紛争解決のための重要なポイントになるだろう。そして、二重課税紛争解決は、最終的には租税協議による合意しかないが、これが成立しない場合は、大きな問題となるだろう(42)。武田の場合は租税協議が決裂したものの、日米関係があるから日本の課税庁が譲歩して、武田が得をしたに過ぎない。

物質特許以外にも用途特許等の無形資産性等が、認められるケースが出る可能性もあるが、塩野義や武田のケースで見たように、該当部分の新規性が貢献度となる事は間違いなく、慎重に貢献度の判断がなされねばならないだろう。

見て来たように、塩野義の主張する海外資産は日本発の物質特許であるので、海外における塩野義の特許の新規性という知的財産の売却ではないし、武田の場合もアメリカ TAP の後期臨床試験の貢献というが、日本で行われた臨床試験と同様の臨床試験であって、そこに特許の新規性は見られないのである。

おわりに

BEPS を検討することで税制の国際協調時代の到来及びその見通しを得ることができた。租税回避行為は世界から非難される戦略であることも十分に理解できた。米国が主張した収益基準法による無形資産価値算定、貢献取引という価値分配上の地位の相違についての共通のルールが、BEPS においても、わが国課税行政の方向性としても、無形資産課税の世界基準となったことを確認した(43)。即ち、製薬企業などに見られるイノベーション企業の製品が生涯に亘って稼得する世界の収益の大部分が、海外移転された初期の物質形成時の無形資産の評価に取り込まれて、それに貢献した国の収益となり課税がなされることが国際的な共通認識となったのである。重要なことは、ライセンス権のグループ内会社への移転時に、当該製品の生涯に亘る未実現利益を遡及して知的財産権創製国において巨額の課税がなされることになるのである。また、後期臨床等の用途特許に着目しても、そこに新規性がないと無形資産性はないのであり、塩野義、武田の事例はともに海外での無形資産の主張に無理があることを示した。しかしながら、塩野義の事例はまだしも、武田の事例でみたように、IRSのVeritasに対する姿勢との違い、わが国課税庁の意識の薄さには不安が残る。わが国発のイノベーションの価値算定と、それに対する全き課税を遂行して頂きたいと切に願う次第である。

国際課税の世界は、二重課税排除の中で、声の大きいものが全てを取るテイクオールの様相を呈してきた。そして中国の知的財産分野への進出も見逃せないところである。特許成立時の価値成立と課税権の確定、費用分担取極めにおける援助投資者の取り分の縮小と開発者の価値収奪の原則が国際

⁽⁴²⁾ この問題を解決する一方法として ICAP (International Compliance Assurance Program) として、2018年1月に ハンドブック作り、オリエンテーションをワシントンで開催するなどの活動が始まっている。参加国は、日本、 米国、 英国、オーストラリア、カナダ、イタリア、オランダ、スペインの8ヶ国である。相互協議にスムーズ に入るために、移転価格問題を事前に解決する仕組みである。

⁽⁴³⁾ この点、我が国課税庁は2017年6月9日「移転価格ガイドブック〜自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて〜」を公表、無形資産の問題については、検討等を行う項目として指針を示しているが、無形資産評価の問題は研究開発等の機能が重要になるとし、価値分配については取ったリスクが重要になると解説している。

ルールとなるにつれて、課税費用の軽減よりもむしろ、当該ルールに則った国際二重課税の頻発の排除の方がメインテーマになっていくことも想定できるのである。前述のとおり、この点は、今後の大きな課題となり、国際的二重課税紛争解決のための重要なポイントになるだろう。そして、二重課税紛争解決は、最終的には租税協議による合意しかないが、これが成立しない場合は、大きな問題となるだろう。武田の場合は租税協議が決裂したものの、日米関係があるから日本の課税庁が譲歩して、武田が得をしたに過ぎない。これは、開発者の権利を勝ち取ることに各国が血眼になるからであり、その事例ごとの決定の問題は、基礎研究に重みがあるのか応用研究に重みがあるのかなど、個別に吟味されねばならないこと、その場合も新規性が鍵となる事は既に指摘した。そして従来あきらめていた費用分担取極めによる取り逃がしの価値も、物質特許成立の重視や臨床試験の新規性をもって正当にテイクオールできる可能性を示唆したのである。本論文を通して、本来、販売費および一般管理費として、やり過ごされてきたイノベーションの価値である無形資産の会計評価が示された意義も大きい。

参考文献

1. 単行本

居波邦泰(2014)『国際的な課税権の確保と税源浸食への対応』中央経済社、2014年

金子宏(2016)法律学講座双書『租税法第21版』弘文堂、2016年

金子宏編(2010)『租税法の発展』有斐閣、2010年

金子宏・中里実・マーク・ラムザイヤー編(2014)『租税法と市場』有斐閣、2014年

金子宏他(2017)『国際課税』日本評論社、2017年

中里実(2002)『タックスシェルター』 有斐閣、2002 年

中里実・太田洋・弘中聡浩・宮塚久編著(2010)『国際租税訴訟の最前線』有斐閣、2010年

中里実・太田洋・弘中聡浩・伊藤剛志編著 (2015)『クロスボーダー取引課税のフロンティア』 有斐閣、2015 年

中里実・太田洋・伊藤剛志・木村導入編著(2014)『タックス・ヘイブン対策税制のフロンティア』有斐閣、2014年

中里実・太田洋・伊藤剛志他編著 (2017) 『BEPS とグローバル経済活動』 有斐閣、2017 年

21世紀政策研究所経団連経済基盤本部(2016)『BEPS Q&A 新しい国際課税の潮流と企業に求められる対応』経団連出版、2016 年

Pwc 税理士法人編 (2017) 『国際税務ハンドブック』 中央経済社、2017 年

藤枝純・角田伸広著 (2016)『移転価格税制の実務詳解』中央経済社、2016 年

本庄資他著(2017)『国際課税ルールの理論と実務』中央経済社、2017年

山川博樹著(2017)『移転価格対応と国際税務ガバナンス』中央経済社、2017年

2. 論文

浅川雅嗣・渡辺裕泰(2014)「OECD における最近の議論 – BEPS を中心に」INTERNATIONAL TAXATION Vol.34 No.1、2014

浅沼章如(2016)「BEPS: value creationと arm's lengthとの異同、次に value creation 基準の難点」税大ジャーナル、20169

伊藤剛志他(2015)「企業課税の最新動向」ジュリスト 1483、AuG 2015

居波邦康(2011)「米国のコスト・シェアリング契約に係る移転価格訴訟の考察」— Xilinx 事案及びベリタス事案 — 、 税大ジャーナル 16、2011.5

居波邦泰(2010)「アドビ事件に係る国際的事業再編の観点からの移転価格課税の検討(上)(下)」税大ジャーナル 14、2010.6 及び同 15、2010.10

居波邦泰 (2016)「BEPS による国際課税制度下での立証責任に対する一考察」税大論叢、2016.6

乾利之(弁理士、2017/10/26 asmii.com)

岩倉正和 (2010) 「移転価格税制 - 無形資産の扱いを中心に」、金子宏編、『租税法の発展』 有斐閣、2010 年

岩崎政明(2014)「パテントボックス税制の法人所得概念への影響」金子宏・中里実・マーク・ラムザイヤー編、『租税 法と市場』有斐閣、2014年

OECD (2016)「BEPS 防止のための租税条約関連措置の実施に係る多国間協定及びその解説文書」2016.11.24、「OECD・BEPS 行動 15 租税条約に係る BEPS 実施のための多国間協定の公表」pwc、BEPS News 27 Dec. 2016

大河原健(2015)「国際税務プランニングと BEPS 議論が企業に与える影響を OECD 事務局元幹部に聞く」「法と経済のジャーナル」法と経済のジャーナルトップ/深掘り/クロスボーダー法務の今 by Baker & McKenzie、2015/10/23、http://judiciary.asahi.com/fukabori/2015101500001.html

太田洋 (2014)「BEPS とは何か」 ジュリスト 1468、June 2014

岡村忠生 (1999)「内国歳入法典四八二条における費用分担取決めについて」京都大学法学部百周年記念論文集刊行委 員会編、有斐閣、1999.2

神山幸 (2014)「移転価格税制の適用における無形資産の取扱いについて | 税大論叢、2014.6

グローバルノート https://www.globalnote.jp/post-10360.html

北村博 (2014) 「職務発明における発明者の貢献と実績報償 (裁判例の検討と提案)」「CUC policy studies review 36」 2014-03、p.15-40

経済産業省産業技術開発局技術振興課 (2013)「平成 24 年度 海外主要国の研究開発税制及びイノベーションボックス 税制に関する実態調査調査報告書 、2013 年 2 月

坂本恒夫、境陸(2012)「企業価値最大化のためのタックスマネジメント — ビジネスストラクチャーの観点から — 」 日本経営財務研究学会 第 36 回全国大会、統一論題『企業再生の現状と課題』、2012 年 10 月 6 日(土)・7 日(日)、 専修大学

笹林幹生、八木崇 (2008)「製薬産業における R&D 活動の国際化」医薬産業政策研究所リサーチペーパー・シリーズ No.41、2008 年 7 月

佐藤修二(2016)「独立企業間価格の意義(2)-残余利益分割法」『租税判例百選第6版』有斐閣、2016年

新日本有限責任監査法人、経済産業省(2014)平成 25 年度特許庁産業財産制度問題調査研究報告書「事業の中での知的財産権の貢献割合に関する調査研究報告書」2014年2月

製薬協医薬産業政策研究所 (2012)「製薬産業の国際競争力と創薬環境としての税制~高付加価値経済への構造転換に 国内製薬産業が貢献するために~|リサーチペーパー・シリーズ No.52 (2012 年 3 月)

世界経済のネタ帳 (2017/10/26 ecodb.net)

長澤優 (2012)「製薬企業の損益構造にみる法人税戦略と企業行動」製薬協政策研ニュース No.37、2012 年 11 月

谷口勢津夫 (2010) 「「租税回避」の意義と限界」 『租税法の発展』 金子宏編、有斐閣、2010 年

土屋重義 (2016) 「クロスボーダーの組織再編成による課税関係について」会計・監査ジャーナル No.729, Apr. 2016

中里実 (2014)「最近の国際課税制度の流れ」ジュリスト 1468、June 2014

中里実他 (2016)「国際的租税回避への法的対応」ジュリスト 1496、AuG20 2016

中里実他(2014)「国際取引に係る課税の現状と今後の方向性」税研 173、2014

中里実 (2015)「BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか」ジュリスト 1483、AuG 2015

日本知的財産仲裁センター (2015)「事業に対する貢献度評価 - の実用化研究について」2015年3月

長谷川和哉(2010)「知的財産の価値評価手法及びその評価事例について」、2010年

長谷部雅也 (2017)「シンガポール概況と日系企業の進出動向」大阪医薬品協会会報、第817号、2017年2月

プライスウオーターハウスクーパース LLP(2013)「欧州のパテントボックス税制」、日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所、2013 年 4 月

PWC 税理士法人 WEB、http://www.pwc.com/jp/ja/tax/services/BEPS/BEPS-action12.html

Pwc、「OECD・BEPS 行動 15 BEPS 防止措置実施条約の署名」www.pwc.com/jp/tax、2017 年 6 月 21 日

Peter R.Merrill and James R.Shanahan Jr. "Is It Time for the United States to Consider the Patent Box?" (2012) 『Tax Notes International』 2012/4/2 岡田至康 訳『米国はパテントボックスの検討をすべき時か?』 租税研究 2012.9

藤枝純(2016)「独立企業間価格の意義アドビ事件」『租税判例百選第6版』有斐閣 2016年

細川健(2009)「租税回避行為と仮想行為の関係に関する考察 - 一条工務店事件とアルゼ事件を題材に - 」LEC 会計大学院紀要第5号抜刷、2009年3月

本庄資(2013)「陳腐化した国際課税制度を見直し新しい国際課税原則を構築する必要性」税大ジャーナル21、2013.6

三村琢磨(2017)「急速に進む OECD 主導の対 BEPS 対策」米国公認会計士、Yamaguchi Lion, http://ylllp.net/2017/07/mcitt_beps/、2017 年 7 月

山川博樹、西村憲人 (2016)「BEPS プロジェクト最終報告書の概要と実務への影響」第4回『評価困難な無形資産と費用分担取極めの概要と実務への影響』「週刊 税務通信」No.3423、平成28年9月5日

山本寛 (2017)「シンガポールの製薬産業とハブの拠点」大阪医薬品協会会報、第817号、2017年2月

Reuven S. Avi-Yonah (2009) "Xilinx and the Arm's-Length Standard" 『Tax Notes International』 2009/6/8 岡田至康 訳『Xilinx 事件と独立企業基準』 租税研究 2010.3

渡辺徹也(2007)「米国組織再編税制における非適格資産への課税に関する覚書」2007年

渡辺裕泰 (2003) 「無形資産が絡んだ取引の移転価格税制 | ジュリスト 1248、Jul 2003

3. プレスリリース他

国税庁、2017年6月9日「移転価格ガイドブック~自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて~」

財務省「説明資料[国際課税]」2017年11月1日

塩野義製薬株式会社プレスリリース 2012 年 10 月 29 日「HIV インテグレース阻害薬「ドルデグラビル」および関連製品に関する ViiV との新たな枠組みについて」

シンガポールで本気でビジネス、http://otasuke-singa.com/blog1/post-583/ 2017 年 5 月 15 日現在

武田薬品工業株式会社のプレスリリース、「移転価格課税に関する国税不服審判所長の裁決書受領について」、2013年03月25日

東洋経済オンライン、「武田に戻ってきた追徴課税 500 億円、海外進出増加で移転価格課税リスクが急拡大」、2012 年 4 月 25 日 http://toyokeizai.net/articles/-/9084

2014/9/13 付日本経済新聞

4. 判決・裁決

東京地裁平成 26 年 8 月 28 日判決 LEX/DB 25504716

東京高裁平成27年5月13日判決(控訴棄却)

東京高裁平成 20 年 10 月 30 日判決 税務訴訟資料 258-順-11061

東京地裁平成 17年9月29日判決 判例タイムス 1256-81

東京高裁平成18年3月15日判決(控訴棄却)

国税不服審判所平成 25 年 3 月 18 日裁決 裁決事例集 88-206